

平成21年度第1回支部研修会
中間処理部会資料

社団法人宮崎県産業廃棄物協会

添付書類

- 1 第12回九州地域協議会中間処理部会報告 . . . P 1～8
- 2 規制改革通知に関するQ&A集 . . . P 9～11

第12回九州地域協議会中間処理部会
提出議題票

< 議題 >

中間処理した再生材への保管基準（保管数量）適用の状況等について

< 提案趣旨 >

ガレキや木くず等を再生材として販売することを目的に中間処理した物（再生材）についても廃棄物処理法（施行令第6条第1項第2号ロ(1)）に基づく保管基準（保管数量）が適用される県・政令市があるようです。

鹿児島県及び鹿児島市においては、保管基準（保管数量）の適用は、あくまでも廃棄物についてであって、販売再生材として製造された物については適用されていませんが、各県並びに政令市の状況について取り纏め、課題等があれば協議したいと考えていますので、貴県・政令市の適用状況についてお教えください。

(参考) 保管数量（法施行令・施行規則）

- ・ 処理施設も1日あたりの処理能力の14日分まで
- ・ 建設業に係る産廃（木くず，コンクリート破片又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別された物）で再生施設において再生のための保管の場合は処理能力の28日分まで（アスファルト・コンクリートの破片の場合は70日分まで）

【 第12回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議 題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数量）適用の状況等について

< 回 答 >

弊社の産業廃棄物処理業許可管轄は福岡県ですが、処理後の廃棄物はもちろん、廃棄物の保管基準に準じるよう指導されています。

しかし、リサイクル処理の後、製造物の販売が明確な場合、生活安全上の配慮以外は特段何も指導はございません。

なお、製造物の中で再生砕石についての製品認定を受ける、福岡市土木局ならびに福岡県からの指導も、製造物の保管に関しては、生活安全上の保全と製品の品質維持についての指導があるのみです。

【 第 1 2 回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議 題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数量）適用の状況等について

< 回 答 >

本県の保管基準の適用は、再生品で譲渡が確実なもの以外は廃棄物に該当するという取扱いで行われている。

協会名 長崎県産業廃棄物協会

【 第12回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数量）適用の状況等について

< 回答 >

長崎県：

〈回答〉

販売再生材として製造された物が廃棄物と判断される場合において、長期間にたりその放置が行われているときは、占有者に適正な保管であることを客観的に明らかにさせるなどして、客観的に放置の意思が認められるか否かを判断し、これが認められる場合には、その放置されている状態を処分として厳正に対処しております。

なお、廃棄物であるか否かについては、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して」から判断しております。

長崎市：

原則としては鹿児島県と同様であるが、長崎県に準ずる。

佐世保市：

原則としては鹿児島県と同様であるが、長崎県に準ずる。

【 第 1 2 回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議 題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数量）適用の状況等について

< 回 答 >

- 1 大分県

中間処理した再生材は、有価物で廃棄物であることか廃棄物処理法に基づく「保管基準」は適用していない。

- 2 大分市

保管基準（保管数量）の適用は廃棄物に対するものであるが、販売再生材として製造された物についても保管基準を適用している。許可施設の保管ヤードの審査の段階で保管基準（保管料・高さ等）の遵守を指導している。

再生された時点では、まだ不要物（廃棄物）の可能性もあり、売却が決定した時に「再生材（廃棄物ではない）となる」と判断している。

なお、再生材を購入した者が、別の場所で保管する場合には保管基準は適用しない。

この件に関し、公表できる根拠規定（指導要綱）はない。

協会名 (社)熊本県産業廃棄物協会

【 第12回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議 題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数値）適用の状況等について

< 回 答 >

- 1 適用状況

熊本県：適用となる。（マニフェストへの記載方法も一部異なる。）

熊本市：適用となる。

- 2 マニフェストへの記載方法

産業廃棄物処理業許可を有している中間処理（破砕・分級）施設では、がれき類（アス塊、コンクリート塊）を受け入れ、再生処理し規格に合ったリサイクル製品を製造しているが、販売するまで産業廃棄物扱いである。

そのためマニフェストの最終処分終了報告欄に販売先の名称を記載しなければならないことになっている。

- 3 問題点

- (1) リサイクル製品の出荷時期は、需要の変動により大幅に異なる。

マニフェストは処分を終了（再生の場合は出荷販売）した時点で日付を記入し、排出事業者及び収集運搬業者に返送するようになっている。

しかし、製品となってから販売までの期間について、需要が少ない時期（特に夏場）では3～5カ月以上かかる場合があり、排出事業者ごとの数量の把握が非常に困難である。

特に公共工事等の場合、工期もあり、竣工書類に添付する際に具体的な排出事業者が特定し難く曖昧になる。

- (2) 税法上、棚卸しではリサイクル製品として、納税している。

がれき類（アス塊、コンクリート塊）の再生品については、品目限定で製品とした時点でマニフェストの処理ができれば明確に把握できるのではないかと。

※この点について、熊本県と協議中である。

【 第12回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議 題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数量）適用の状況等について

< 回 答 >

宮崎県

・再生材としては、保管基準は適用しない。ただし、第15条施設には、「十分なスペースは持っていただくように」とお願いしている。その再生材の保管量、勾配について指導は行わない。

宮崎市

・中間処理後物が再生材として販売できる性状（=有価物と判断されるもの）であれば、保管基準（保管数量）は適用しない。

※木くずのチップに関しては、雨水対策として屋内に保管するなど、十分な品質管理がなされる必要がある。

協会名 沖縄県産業廃棄物協会

【 第12回九州地域協議会中間処理部会 議題回答 】

< 議題 >

- 1 中間処理した再生材への保管基準（保管数値）適用の状況等について

< 回答 >

沖縄県においては、販売再生材として製造加工された物についても保管基準が適用されている。

再生材としての形状等、実際に製品として販売できる状態なのか判断が困難ではありますが、沖縄県へ保管基準の見直しを要請したいと思います。

規制改革通知に関するQ & A集

(平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

平成17年7月4日
環境省廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

I Q & Aの趣旨

本Q & Aは、平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知(以下「規制改革通知」という。)の運用に当たっての一般的な考え方を示したものである。したがって、実際の事例にこの考え方をどのように当てはめるかについては、都道府県等において、規制改革通知の趣旨を踏まえて個別具体的に判断されることとなる。

II Q & A

第四 「廃棄物」か否か判断する際の輸送費の取扱い等の明確化

平成3年10月18日付け衛産第50号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課産業廃棄物対策室長通知で示したとおり、産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合の収集運搬においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合には、産業廃棄物の収集運搬に当たり、法が適用されること。一方、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないこと。

なお、有償譲渡を偽装した脱法的な行為を防止するため、この場合の廃棄物に該当するか否かの判断に当たっては特に次の点に留意し、その物の性状、排出の状況、通常の見取形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要があること。

- (1) その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これらに当たらないと解すること。
- (2) 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- (3) 再生利用するために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。
- (4) 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

Q9. 再生利用が予定されている産業廃棄物について、再生利用の入口となる、引渡し（輸送）の過程で廃棄物処理法の規制を及ぼすのは、円滑なりサイクル市場の発展を阻害するのではないか。

A. 廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとって不要である場合、ぞんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生じるおそれがあることによるものである。

このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要がある。

Q10. 通知本文及び参考2で列挙した事例においては、売却代金と運搬費用の比較等金銭面のみの判断が重視されているように見受けられるが、廃棄物該当性の判断について、「その物の性状、排出の状況、通常の見取形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する考え方」（総合判断説）との関係はどうなっているのか。

A. 本通知第四は、表題にあるとおり「廃棄物」か否か判断する際の要素の一つである輸送費の取扱い等について主として示したものである。一方、実際に輸送（収集運搬）や再生利用（処分）の段階で廃棄